

森岡清美著

『新版 真宗教団と「家」制度』

法蔵館 2018年12月

高橋 嘉代

1. はじめに

森岡清美(1923-)の初の公刊書『真宗教団と「家」制度』(創文社、1962年)が、半世紀以上の星霜を経て「新版」として蘇った。旧版は1961年に東京教育大学に提出した博士論文をもとにして世に問われ、爾後現在に至るまで宗教社会学の古典的名著の一つとして、紐解く都度我々に新たな気付きと論点とを齎してくれる。ところで本書は、全8章構成、約750頁に及ぶ大部をなし、かつ著者が「新版あとがき」において学会に対する本書のメッセージとして挙げた部分が本書第五章以降に該当していることから、本書評では主に第五章以降について紹介したい。

2. 内容の紹介

著者は「第一章 研究方針」において、本書では真宗教団の社会制度としての側面に注目し、有賀喜左衛門の家族および同族研究の理論に依拠して分析するという研究の基礎視角を記している。真宗寺院の住職の地位は世襲相続されるため、真宗寺院では師弟関係と共に親子、兄弟姉妹、その他の親族関係も並行して超世代的に更新されるといえば住職「家」の様相を呈する。ここに注目した著者は、寺檀関係は住職家を中核とする門徒群の家連合、本末関係は本山住職家が棟梁となる主従的家連合として理解した。分析に際しては、門徒団の研究では実態調査、本山の研究では文献資料研究を並行して行っている。

「第二章 寺院分布」では真宗寺院の創設の経緯に基づく分類と地理的分布について、「第三章 真宗門徒」では門徒に特徴的な生活態度と村落社会における寺門徒団と集落門徒団の構造と活動について議論が展開される。「第四章 寺檀関係」では寺請制度が前提していた一家一寺の関係とは異なる、仏事遂行にかかる寺院間の下請関係が注目され、著者はこれを「重層的寺檀関係」と呼び本山住職の権能を個々の寺院の住職に代行せしめる構造と論じた。

「第五章 末寺関係」と「第六章 大坊をめぐる合力組織」では、地理的に近接する寺院群によって

構成される「組」の構造と機能に焦点が据えられ、組内の寺院の関係について大坊(大規模寺院)対大坊と従属の関係にある寺院の経営共同と、大坊をめぐる合力関係について真宗寺院の持つ権限という切り口から検討される。著者は組内の寺院について、独立身分・旧従属身分・従属身分の三層に分け、これらの協業関係を同じ身分の寺同士の提携協力である組結合、独立身分と従属身分の経営共同である主従結合、独立身分と従属身分との間の経営共同を伴わない結合、独立身分と旧従属身分の結合である与力結合とに分類した。

従属身分としては、大坊の敷地内に居住しその経営と世帯が大坊に包摂されていた「寺中」と、大坊から離れて設立され大坊との日常的な経営共同はなく、これと別個の経営と世帯をもつ下道場があり、著者は大坊をめぐる寺中・下道場の合力の構造は本山とその寺中・末寺との合力の構造と共通しているとして、この合力関係の軸には真宗寺院のもつ「法主権」「住職権」「住持権」があるとする。法主権とは門徒を生前に剃髪する本山の権能、住職権とは末寺に委任された死者剃髪の権能、住持権とは末寺からその寺中・下道場に委ねられた下級の寺役に関する権能で、これらの権能をめぐり本山と寺中・下道場との間に現れた主従関係が本末関係の原型で、教団の権威の基本と著者は論じる。

「第七章 本末関係」では真宗教団における宗教的権威と組織運営上の権限の構造が論じられる。本願寺の住職(法主)は親鸞の子孫であり、その地位と宗教的権威の継承は血統相続を第一義とした。本山の住職は法脈を相承する「仏法ノ家督」としての機能と、門末統率者としての「世間ノ家督」の機能を併せ持つ。前者の機能は血統相続で実体化されているといえようが、後者の機能についてはどうか。著者は、近世に真宗の本山が准門跡に列せられ、撰家の猶子になることが求められた結果、代々撰家との間で庇護と援助の関係をもつようになったことに注目している。同様のことは宗門内でも見られ、法主家は宗派内の統制につき猶子に対して法主の菓子

に准じた待遇を与え、猶子は法主代理として教団統合の機能を担った。猶子制度は維新を契機に消滅したが、旧撰家との交際や教団内で新たに規定された准連枝という身分等、猶子制度が担った実質的な機能の一部は温存されたと著者は論じる。

近世の本末制度確立後、真宗寺院は総て本山の末寺となり本山に従った。しかし維新後は本山の寺務施行が末寺の手に渡る。教団の責任者も法主から公選の宗務総長に移り、本山以外の寺院の呼称も「末寺」から「一般寺院」に改められた。そして戦後の民法改正により法制度上の「家」までも消滅したが、真宗寺院の世襲制は継続している。「第八章 真宗教団と「家」制度」で改めて著者は、真宗教義と「家」制度とは如何なる形において結びつくか問い直すが、真宗教義が寺檀関係と本末制度に果たした役割は積極的なものではなく「封建社会の制約のなかにも拘らず一夫一婦制・親子の水魚の交わり・主従平等の境位」(p626)が説かれるなど「むしろ消極的あるいは否定的」(p622)であったが教団の歴史的な存在形態が本末制度や寺檀関係を必要としており、現実への妥協の結果これらの制度が現れたと著者は考察する。真宗教義と「家」制度の間には「内在的必然的な結合契機はなく、また真宗教義はいかなる形の教団組織をも自ら創設しなかった。そこには体系的教団への道も同胞教団への道も合わせて開かれていた」(p628)となると、真宗教団も条件如何では「家」制度から自由な構成をとる蓋然性が高い。そこで著者は米本土真宗寺院(仏教会)の連合組織であるところの米国仏教団に注目した。

米国仏教団は信仰の上で本願寺派の援助と指導を受けるが本願寺派とは別個の独立した組織である。本部は仏教会の本寺ではなく、教団の事務所として各教会の監督管理をするのみである。仏教会の僧侶は理事会で決まり、仏教会から給料が支払われる。僧侶には死者供養の他にも幅広い役割が期待され、仏教会も日系人の社交センターとして多様な機能をもつ。信者の家系存続の観念は乏しく、僧侶も世襲制ではない。したがって米国仏教団はその権威と活動実態において「家」制度から自由であるとして「日本では「家」制度と結びついて発展した真宗教団も、「家」制度に規定されることなく自主的な信仰団体として自己を組織することは、その存在条件によって可能であることが明らかである」(p638)と著者は結論づけている。

3. コメント

有賀喜左衛門による生活集団・家業経営体として

の家・同族という視座を展開させ、新たな家連合の例を提示したことは本書のなした大きな寄与のひとつである。有賀が家連合として同族結合と組結合を挙げているのに対し、著者は寺連合について主従結合(タテ)・組結合(ヨコ)・与力結合(ナナメ)の三種の結合形態を析出した。著者は与力結合について主従結合と組結合に比して第二次的な意味しか持たないとするが、近代以降の寺の結合に関してはむしろ与力結合の重みが増したのではないか。さらに言えば与力結合に関連して、主従結合と組結合のいずれにおいても現れ得る優先劣後といった関与についても詳細な分析と考察も加えられるべきところであったと思われる。

真宗教義と「家」制度をめぐる筆者の論点についても改めて取り上げておきたい。真宗教義には「妥協しつつ変わることなく貫かれた中核」(p622)があるはずと著者は述べるが、著者がこの「中核」を奈辺にみているか評者には把握しにくい印象がある。真宗の教義について著者は「むしろ家的框から人間を自由にするもの」(p660)で、本末制度と寺檀関係の成立には否定的に働く面があったと考えられるが「教団発展の時代的要請の前にこれを許す隙間があった」(同)としている。しかしそれを可能とさせた「隙間」そのものの評価にはいまだ余地が残されていると思われる。『歎異抄』の親鸞は殊更に親子関係を重視・強調しておらず、博愛主義的な態度を示していた。またいかなる相手でも同朋同行として遇す一方で師法然には絶対随順の姿勢を崩さなかった。親鸞の斯様な態度に関する再解釈のプロセスについて著者は詳細に記述しているが、この宗義のメタレベルでの特徴とそれに対する筆者の評価については明確な形では把握しきれなかった。例えば真宗教義の本質的要素を普遍性と特殊性を併存させていることそのもの、と理解したとすれば、時代的要請に対する弾力性を教団が発揮できたことはそれが所以と言い得ようし、教義が教団の「家」制度的構成に果たした役割についても、本書の解釈とは逆の解釈もありえたかもしれない。

著者は「新版あとがき」にて本書が「組織や制度が人々の間で生き生きと躍動的に働く姿を描写している」(p690)ことに気付いたと述懐しているが、評者も本書が社会学とその周辺領域に留まらない広がりや深みを擁することに改めて気付かされた。今後本書が如何なる気付きと論題を我々に齎してくれるのか、心躍る思いを抱きつつ書評を締め括りたい。

(桜の聖母短期大学)